

●市町村における不妊治療に対する交通費・宿泊費の助成制度

(R6.4.1現在)

市町村	対象地域	対象治療	助成内容	問合せ先
7	西之表市	全域	※県離島地域出産支援事業補助基準と同じ (交通費：飛行機又は船賃) ・各地域の交通費支給基準額と実際に要した交通費を比較し、少ない方の額の2/3を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて9往復まで(うち、夫は治療として通院する1往復分まで) (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額5,000円(1泊)を比較し少ない方の額の2/3を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで(うち、夫は治療として通院する1往復分の宿泊)	保健センターすこやか 0997-24-3233
16	奄美市	全域		健康増進課 0997-52-1111(内線5057)
31	南種子町	全域		くらし保健課 0997-26-1111
32	屋久島町	全域		福祉支援課 0997-43-5900(内線167)
35	瀬戸内町	全域		保健福祉課 0997-72-1068
38	徳之島町	全域		保健センター 0997-83-3121
39	天城町	全域		保健センター 0997-85-4113
40	伊仙町	全域		子育て支援課 0997-86-3114
41	和泊町	全域		こども未来課 0997-84-3111
42	知名町	全域		保健センター 0997-93-2075
43	与論町	全域	保健センター 0997-97-5105	
5	出水市	桂島 (特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精	(交通費：船賃) ・チャーター船を利用して桂島と野口漁港を往復する場合の実費額 (1回の治療につき9往復を限度とする。) (宿泊費) ・1泊当たり5,000円 (1回の治療につき15泊を限度とする。)	健康増進課 0996-63-2143
9	薩摩川内市	上飯島 中飯島 下飯島 (特定不妊治療) ・体外受精 ・顕微授精 (一般不妊治療) ・人工授精 ・タイミング療法 ・排卵誘発法 その他、医師が行う不妊治療で保険適用のもの 上記と併用して行った先進医療(不育治療)	(特定不妊治療) ・(交通費：船賃) 上限5,000円/往復、1泊9往復まで ・(宿泊費) 上限5000円/泊の2/3、15泊まで (一般不妊治療) ・(交通費：船賃) 上限5,000円/往復、1泊9往復とし年間15往復まで ・(宿泊費) 上限5,000円/泊の2/3、年間15泊まで	市民健康課 (川内保健センター) 0996-22-9811
20	三島村	全域 保険適用による 生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精	(交通費) ・島から鹿児島本土までの往復船運賃(旅客運賃)を助成 ※ただし、1回の治療につき夫婦合わせて9往復が上限 (宿泊費) ・特定不妊治療中に宿泊施設を利用した際の宿泊費の助成 ※ただし、1回の治療につき夫婦合わせて1泊5,000円、15泊が上限。実家泊の場合は1泊3,000円(15泊分が上限)を助成。	民生課 099-222-3141
21	十島村	全域 保険適用による 生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精	(交通費：船賃) ・十島村航路運賃割引補助金交付要綱に規定する割引された切符の額とする。 ・1回の治療あたり9往復分(夫婦ともに不妊治療を受けた場合には、夫婦の往復数の合算分)を限度とする。 (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額5,000円(1泊)を限度とする。 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで(うち、夫は治療として通院する1往復分の宿泊)	住民課 099-222-2101
23	長島町	獅子島 (特定不妊治療) (一般不妊治療) (不育治療) ・不妊及び不育に関する検査及び治療費	(交通費：船賃) ・町が定める交通費支給基準を1回の限度とし、年間2回往復まで。 (宿泊費) ・上限5,000円/泊、1泊15泊まで	町民保健課 保健予防係 0996-66-1157
30	中種子町	全域 保険適用による 生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精	(交通費：飛行機又は船賃) ・交通機関の基準額の総額を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて9往復まで(うち、夫は治療として通院する1往復分まで) (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額9,800円(1泊)を比較し少ない方の額の総額を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで(うち、夫は治療として通院する1往復分の宿泊)	地域福祉課 こども未来係 0997-27-1111 (内線254)
33	大和村	全域 不妊治療における保険適用による生殖補助医療と先進医療	(交通費：飛行機又は船賃) ・各地域の交通費支給基準額と実際に要した交通費を比較し、少ない方の額を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて9往復まで(うち、夫は治療として通院する1往復分まで) (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額5,000円(1泊)を比較し少ない方の額を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで(うち、夫婦ともに当該治療を受けた場合は夫婦の往復数の合算分)	保健福祉課 0997-57-2218
34	宇検村	全域 不妊治療における保険適用による生殖補助医療と先進医療	(交通費：飛行機又は船賃) ・各地域の交通費支給基準額と実際に要した交通費を比較し、少ない方の額を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて9往復まで(うち、夫は治療として通院する1往復分まで) (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額5,000円(1泊)を比較し少ない方の額を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで(うち、夫は治療として通院する1往復分の宿泊)	保健福祉課 0997-67-2212
36	龍郷町	全域 保険適用による 生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精	※交通費・宿泊費あわせて上限20万 (交通費：飛行機又は船賃) ・各地域の交通費支給基準額と実際に要した交通費を比較し、少ない方の額を助成 ・1回の治療につき夫婦合わせて9往復まで(うち、夫婦ともに当該治療を受けた場合は夫婦の往復数の合算分) (宿泊費) ・実際に要した宿泊費と基準額8,000円(1泊)を比較し少ない方の額 ・1回の治療につき夫婦合わせて15泊まで(うち、夫婦ともに当該治療を受けた場合は夫婦の往復数の合算分)	子ども子育て応援課 0997-69-4555
37	喜界町	全域 保険適用による 生殖補助医療 ・体外受精 ・顕微授精	(交通費：飛行機又は船賃、バス賃) ・保険適用による特定不妊治療を行う医療機関までの各交通機関の割引 運賃額：1泊9往復まで (宿泊費) ・上限5,000円/泊、1泊15泊まで	保健福祉課 急病保健チーム 0997-65-3522